

宮城県沖から茨城県沖までの海域で漁業を行っていた宮城県所在の申立人ら10名について、操業自粛、出荷制限及び風評被害による販売価格減少等に伴う逸失利益等が賠償された事例。

## 和解契約書(全部)

原子力損害賠償紛争解決センター平成〇〇年(東)第〇号事件(以下「本件」という。)について、申立人株式会社X1、同X2株式会社、同株式会社X3、同X4、同X5株式会社、同X6株式会社、同X7有限会社、同株式会社X8、同X9株式会社及び同株式会社X10(以下「申立人ら」という。)と被申立人東京電力株式会社(以下「被申立人」という。)は、次のとおり和解する。

### 1 和解の範囲

申立人らと被申立人は、本件に関し、下記の損害項目(下記の期間に限る。)について和解することとし、それ以外の点については、本和解の効力は及ばないことを相互に確認する。

損害項目 営業損害 別紙損害額一覧表記載の合計9億2623万8089円

弁護士費用 1539万3571円

期 間 自 平成23年3月11日

至 平成24年6月30日

### 2 和解金額

被申立人は、申立人に対し、前項の損害項目及び期間についての和解金として、合計金9億4163万1660円の支払義務のあることを認める。

### 3 支払方法

(省略)

### 4 清算条項

申立人らと被申立人は、第1項に掲げる期間における同項に掲げる損害項目(当該期間に限り、その遅延損害金も含む)については、本和解に定めるもののほか、当事者間に何らの債権債務が存在しないことを相互に確認する。

### 5 申立人らの従業員への対応

申立人らは、第1項に掲げる期間において乗組員その他の従業員に対して給与・手当等を減額支給した場合には、第2項の和解金によって必要な措置をとるものとし、申立人らの従業員が被申立人に対して上記期間に係る減収分(就労不能等損害)を請求した場合には、自らの責任と負担によってこれを解決しなければならない。

### 6 手続費用

本件に関する手続費用は、各自の負担とする。

本和解の成立を証するため、本和解契約書を2通作成し、申立人ら及び被申立人が署名(記名)押印の上、各自1通を保有するものとする。また、被申立人は、本和解契約書の写し1通を、原子力損害賠償紛争解決センターに交付する。

平成25年4月26日

(仲介委員長 黒田純吉、仲介委員 村上義弘)

別紙

損害額一覧表

申立人	船名	損害額
株式会社X 1	A	68,674,812円
X 2株式会社	B	56,116,226円
株式会社X 3	C	74,041,756円
	D	106,159,440円
X 4	E	86,098,114円
X 5株式会社	F	55,080,714円
X 6株式会社	G	62,736,749円
X 7有限会社	H	81,869,409円
	I	62,636,211円
株式会社X 8	J	53,009,722円
	K	90,649,158円
X 9株式会社	L	64,769,404円
株式会社X 10	M	64,396,374円
合計金額		926,238,089円